

官報

号外 昭和四十一年十二月二十日

第五十三回 衆議院會議録 第六号(一)

昭和四十一年十二月二十日(火曜日)

議事日程 第五号

昭和四十一年十二月二十日

午前十時開議

〔請願日程は本号(一)末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(第五十一回国会、本院提出)(参議院送付)

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

請願日程 境港市に入国管理事務所出張所設置に關する請願外八百三十五請願

在外私有財産国家補償に關する請願外二百九十三請願

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、予算委員会及び議院運営委員会において、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後五時四十四分開議

○議長(綾部健太郎君) これより会議を開きます。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(第五十一回国会、本院提出)(参議院送付)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付にかかる、第五十一回国会本院提出、旧勲章年金受給者に関する特別措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(綾部健太郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(綾部健太郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案を議題といたします。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(第五十一回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和四十一年十二月二十日

衆議院議長 綾部健太郎殿

参議院議長 重宗 雄三

(小字及び一は参議院修正)

旧勲章年金受給者に関する特別措置法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われたこと等の事情にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を支給することに關して定めるものとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金鵄勲章年金令(明治二十七年勅令第七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く。)を受ける権利を有していた者で昭和三十八年四月一日に日本の国籍を有していたもの(以下「旧勲章年金受給者」という。)には、一時金を支給する。

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、十万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

(一時金を受けることができない者)

第五条 旧勲章年金受給者で昭和二十一年一月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を支給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の前継人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利

の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)

第八条 一時金に關する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に關する書類には、印紙税を課さない。

(一時金の支払)

第十二条 一時金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 内閣総理大臣は、一時金の支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令で定める者の指定する者に交付することができる。

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 旧勲章年金受給者に関する特別措置法案 内航海運業法の一部を改正する法律案

4 第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要事項は、郵政省令で定める。

(事務の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

(総理府令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第二項及び第三項の規定を除き、昭和三十八年四月一日から適用し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和四十一年七月一日から適用する。

(勲等年金受給者に対する措置)

2 昭和二十一年三月三十日内閣告示第九号により勲等年金を支給する旨の通知を受けた者で昭和四十一年七月一日においてその支給を受けることができるものには、一時金として三万円を支給する。この場合においては、第四条及び第六条から第十二条までの規定を準用する。

3 勲等年金は、昭和四十一年分(同年六月の支給に係る分を除く。)以降、支給しない。

(一時金の支給の開始時期)

4 この法律の規定に基づく一時金は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一号を加える。

六 旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(昭和四十一年法律第 号)の施行に関すること。

○議長(綾部健太郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長木村武雄君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

〔木村武雄君登壇〕

○木村武雄君 ただいま議題となりました旧勲章年金受給者に関する特別措置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和三十八年四月一日に日本国籍を有していた旧金鵄勲章年金受給者に対し、特に一時金十万円を支給するほか、勲等年金受給者に対しても一時金として三万円を支給しようとするものであります。なお、これにより勲等年金は昭和四十二年分以降は支給しないこととしております。

本案は、自由民主党及び民主社会党の共同提案により第五十一回国会に提出され、可決の後、参議院に送付されたものであります。本院提出法案として同院において継続審査となっておりまして、今国会におきまして、本年十二月二十日、同院より本院に送付され、本委員会に付託されたものであります。

なお、参議院において、勲等年金受給者に対する措置にかかる適用日等について修正が行なわれております。

本委員会におきましては、本日、参議院の修正部分を含む提案理由の説明聴取の後、別に質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は参議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綾部健太郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(綾部健太郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付にかかる、第五十一回国会内閣提出、内航海運業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(綾部健太郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(綾部健太郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

内航海運業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一回国会内閣提出)(参議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。昭和四十一年十二月二十日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 綾部健太郎殿

(小字及び一は参議院修正)

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)の一部を決のうに改正する。

第二条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「内航海運業者」を「内航海運業を営む者」に、「内航海運取扱業者」を「内航海運取扱業を営む者」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「登録」を「許可」に改める。

第四条の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条第一項中「登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。))」を「許可を受けようとする者」に、「左に」を「次に」に改め、第三号を削り、同項第四号中「使用する船舶」を「営業所の名称及び位置、使用する船舶」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第五条を次のように改める。

(許可の欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十三条の規定により内航海運業の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

第六条の見出しを「許可の基準」に改め、同条第一項を次のように改める。

運輸大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の開始が一般の需要に適合するものであること。

二 内航海運業にあつては、当該事業の用に供する船舶の船腹量が運輸省令で定める船腹量を超えるものであること。

三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を

有するものであること。

第六条第二項中「登録」を「許可」に、「拒否しなればならない」を「してはならない」に改め、同条第三項を削る。

第七条を削り、第六條の二第一項中「内航海運業者」を「第三条第一項の許可を受けた者(以下「内航海運業者」という。）」に改め、同条第二項中「第三条第一項の登録を受けた」を削り、「その登録の日」を「その許可を受けた日」に、「当該登録」を「当該許可」に改め、同条を第七條とする。

第八条を次のように改める。

第八条 (事業計画等の変更)
内航海運業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、営業所の名称その他運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第六條の規定は、前項の認可について準用する。

3 内航海運業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 第三條第二項の届出をした者は、その届出をした事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第九條第一項中「内航海運取扱業者」を「第三条第一項の規定による内航海運取扱業者の許可を受けた者(以下「内航海運取扱業者」という。）」に改める。

第十四條を次のように改める。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)
第十四條 第三條第一項に規定する内航海運業者の譲渡し及び譲受けは、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内航海運業者である法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

ただし、内航海運業者である法人と内航海運業者でない法人が合併する場合において、内航海運業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 第五條及び第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて第三條第一項に規定する内航海運業者を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて内航海運業者である法人が他の法人と合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

第十四條の次に次の一条を加える。

(相続)

第十四條の二 内航海運業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた第三條第一項に規定する内航海運業者を引き継ぎ営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第三條第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

3 第五條及び第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

第十五條中「内航海運業者の登録を受けた者」を「内航海運業者」に改める。

第二十條中「内航海運業者」を「第三条第一項の規定による内航海運業者の許可を受けた者(以下「内航海運業者」という。）」又は同条第二項の規定による内航海運業者の届出をした者に改める。

第二十二條を削り、第二十一條の見出し中「休止等」を「休止及び廃止」に改め、同条第一項中「内航海運業者」の下に「又は第三條第二項の届出をした者」を、「休止」の下に「又は廃止」を加

え、同条第二項を削り、同条を第二十二條とし、第二十條の二中「第三條第一項の登録を受けた」を削り、「内航海運業者」を「第三条第一項の規定による内航海運業者の許可を受けた者」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十三條の見出し中「登録の取消」を「許可の取消」に改め、同条第一項中「第三條第一項の登録を受けた」を削り、「左の」を「次の」に、「内航海運業者の登録」を「内航海運業者の許可」に改め、同項第一号中「又はこの法律の規定に基づく処分」を「若しくはこの法律の規定に基づく処分又は許可若しくは認可に附した条件」に改め、同項第二号中「第六條第一項を」を「第五條」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十四條第一項中「登録のまつ消」を「廃止の届出をしたとき、又は前条の規定による許可の取消し」に改める。

第二十五條中「内航海運業者」の下に「又は第三條第二項の届出をした者」を加える。

第二十五條の三の次に次の一条を加える。

(許可等の条件)
第二十五條の四 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六條第一項中「内航海運業者」の下に「若しくは第三條第二項の届出をした者」を、「内航海運業者」の下に「若しくは同項の届出をした者」を加える。

第二十八條中「第三條第一項の登録を受けた者」を「内航海運業者」に、「同条」を「第三条」に改める。

第二十九條の次に次の一条を加える。

次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

一 内航海運業者の許可

二 内航海運業者の事業の停止及び許可の取消し
海運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3 前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 第一項及び第二項の聴聞に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第三十條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十三條第一項」を「第二十三條」に改める。

第三十一條「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「変更登録」を「認可」に、「第四條第一項第三号又は第四号に掲げる事項」を「事業計画」に改める。

第三十三條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第二十一條」を「第二十二條」に改め、同条第二号中「第二十條の二」を「第二十一條」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行の際現に改正前の内航海運業法(以下「旧法」という。第三條第一項(旧法第二十七條)において準用する場合を含む。の規定による内航海運業者の登録を受けている者で、引き続き当該事業を営んでいるもの(改正後の内航海運業法(以下「新法」という。第三條第一項(新法第二十七條)において準用する場合を含む。の許可を受けた者を除く。以下「登録内航海運業者」

昭和四十二年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 内航海運送法の一部を改正する法律案 境港市に出入管理事務所出張所設置に関する請願外千二百二十九請願

一〇六

という。については、昭和四十四年三月三十一日までは、旧法第十四条(第二十七条において準用する場合を含む。)を除く。の規定は、なおその効力を有する。

3 登録内航海運送業者が昭和四十四年四月一日以後引き続き当該事業を営もうとするときは、昭和四十四年三月三十一日から同月三十一日まで、新法第四条(新法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請の手続をするものとする。

4 前項の規定により新法第三条第一項(新法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航海運送取扱業者の許可を申請した者が、その許可を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その許可を受けた内航海運送取扱業者について、新法第九條第一項(新法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により供託したものとなる。

5 登録内航海運送業者(この法律の施行の際現に旧法第三条第一項(旧法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航海運送取扱業者の登録を受けているものに限り、昭和四十四年四月一日以後においても、旧法第二十四条(旧法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。

6 登録内航海運送業者について、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間に相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録内航海運送業者の地位を承継する。

7 この法律の施行前(登録内航海運送業者については、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する期間の経過前)にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

8 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の五の二 内航海運送業者を許可し、及び内航海運送の業務に關し認可すること。

第六条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 内航海運送業者の許可若しくはその取消し又は事業の停止

第二十三條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 内航海運送業者の許可又は認可に關すること。

(港灣運送事業法の一部改正)

9 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の三第一項中「内航海運送業者の内航海運送業者又は内航海運送取扱業者を」内航海運送業者又は内航海運送取扱業者として準用する場合を含む。の規定による内航海運送業者若しくは内航海運送取扱業者の許可を受けた者又は同法第三條第二項(同法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による内航海運送業者の出をした者」に、「いう」を「総稱する」に改め、

「又は合併し」を削り、「第十四條」を「第十四條の二(第二項)に改める。

(港灣運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の港灣運送事業法第三十三條の三の規定の適用については、登録内航海運送業者(この法律の施行の際現に旧法第三條第一項(旧法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による内航海運送業者又は内航海運送取扱業者の登録を受けているものに限り、附則第六項の規定により当該登録内航海運送業者の地

位を承継した者を含む。)は、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間、内航海運送業者とみなす。

(特定船舶整備公団法の一部改正)

11 特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項中「登録」を「許可」に改める。

(特定船舶整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

12 特定船舶整備公団法第十三條及び第十九條の規定の適用については、登録内航海運送業者(この法律の施行の際現に旧法第三條第一項の規定による内航海運送業者又は内航海運送取扱業者の登録を受けているものに限り、附則第六項の規定により当該登録内航海運送業者の地位を承継した者を含む。)は、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間、海上貨物運送事業者又は貨物船貨渡業者とみなす。

○議長(横部健太郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長古川文吉君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

○古川文吉君登壇

たたいま議題となりました内航海運送法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、現行内航海運送業者の登録制を、切りかえ期間二年半をもって許可制に改めること等をおもなる内容としていたしておりますが、去る第五十一回国会において本院を通過し、参議院に送付され、その後参議院で継続審査となり、本日修正議決を見て本院に送付されたものであります。

参議院における修正の内容は、施行期日を六ヵ月延ばしたことに伴う事務的な修正等であり、

本法案は、本日、当委員会に付託され、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横部健太郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(横部健太郎君) 御異議なしと認め、以上、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

月延ばしたことに伴う事務的な修正等であり、

本法案は、本日、当委員会に付託され、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横部健太郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(横部健太郎君) 御異議なしと認め、以上、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

請願日程 境港市に出入管理事務所出張所設置に關する請願外八百三十五請願

在外私有財産国家補償に關する請願外二百九十三請願

十三請願

○龜岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、請願日程八百三十六件とともに、本日委員会の審査を終了した在外私有財産国家補償に關する請願外二百九十三件を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

請願日程追加の分

在外私有財産国家補償に關する請願(小川平二君紹介)(第七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第八号)

同(羽田武副郎君紹介)(第九号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第一八号)

同(館林三喜男君紹介)(第八五号)

同(増田甲子七君紹介)(第八六号)

同(大坪保雄君紹介)(第一四三号)

同(三池信君紹介)(第一四四号)

三、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出、第五十

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 委員会の閉会中審査に関する件 会期終了の議長のあいさつ

一一〇

一回国会衆法第五号) 四、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、第五十一回国会衆法第四〇号) 五、地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出、第五十一回国会衆法第四五号) 六、地方自治に関する件 七、地方財政に関する件 八、選挙に関する件 九、警察に関する件 一〇、消防に関する件 法務委員会 一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十一回国会衆法第三八号) 二、会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十九名提出、第五十一回国会衆法第一九号) 三、裁判所の司法行政に関する件 四、法務行政及び検察行政に関する件 五、国内治安及び人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 大蔵委員会 一、国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第五十一回国会衆法第六号) 二、勸業基金法案(綱島正興君外三十六名提出、第五十一回国会衆法第四七号) 三、国の会計に関する件 四、税制に関する件 五、関税に関する件 六、金融に関する件 七、証券取引に関する件 八、外国為替に関する件 九、国有財産に関する件 一〇、専売事業に関する件	一、印刷事業に関する件 二、造幣事業に関する件 文教委員会 一、学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十一名提出、第五十一回国会衆法第三一号) 二、文教行政の基本施策に関する件 三、学校教育に関する件 四、社会教育に関する件 五、学術研究及び宗教に関する件 六、国際文化交流に関する件 七、文化財保護に関する件 社会労働委員会 一、中高年齢者雇用促進法案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第一三三号) 二、最低賃金法の一部を改正する法律案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第一七号) 三、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第一八号) 四、最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出、第五十一回国会衆法第二七号) 五、労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出、第五十一回国会衆法第二八号) 六、家内労働法案(横路節雄君外十五名提出、第五十一回国会衆法第三三号) 七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十名提出、第五十一回国会衆法第五一七号) 八、原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田趾目君外四十名提出、第五十一回国会衆法第五二二号) 九、公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第八号) 一〇、公害対策基本法案(中井徳次郎君外二	十二名提出、第五十一回国会衆法第一四号) 一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件 二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農林水産業の振興に関する件 二、農林水産物に関する件 三、農林水産業団体にに関する件 四、農林水産金融に関する件 五、農業災害補償制度に関する件 商工委員会 一、消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第五十一回国会衆法第一六号) 二、物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、第五十一回国会衆法第四四号) 三、通商産業の基本施策に関する件 四、経済総合計画に関する件 五、公益事業に関する件 六、鉱工業に関する件 七、商業に関する件 八、通商に関する件 九、中小企業に関する件 一〇、特許に関する件 一一、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 運輸委員会 一、陸運に関する件 二、海運に関する件 三、航空に関する件 四、日本国有鉄道の経営に関する件 五、港湾に関する件 六、海上保安に関する件 七、観光に関する件	八、気象に関する件 通信委員会 一、日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 二、通信行政に関する件 三、郵政事業に関する件 四、郵政監察に関する件 五、電気通信に関する件 六、電波監理及び放送に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 議院運営委員会 一、国会法等改正に関する件 二、議長よりの諮問事項 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項	〇議長(綾部健太郎君) 各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり 〇議長(綾部健太郎君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。	〇議長(綾部健太郎君) 諸君、第五十三回国会は本日をもって終了いたします。 本年度補正予算をはじめ当面緊急の諸案件の審議に当たられた御労苦に対し、深く感謝いたします。 思ふに、今国会は、当初から正常な運営を見ることができませんでした。私は、この事態がすみやかに解消されることを衷心より切望し、かつ、そのためにあらゆる努力を払う所存であります。何とぞ、諸君の一そりの御協力をお願いいたします。(拍手)	〇議長(綾部健太郎君) これにて散会いたします。	〇議長(綾部健太郎君) これにて散会いたします。	〇議長(綾部健太郎君) これにて散会いたします。
--	---	---	---	---	--	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

午後五時五十分散会

出席國務大臣

逓 輸 大 臣 大 橋 武 夫 君
國 務 大 臣 塚 原 俊 郎 君

請願日程

(法務委員會)

一 境港市に入国管理事務所出張所設置に
関する請願(足鹿覺君紹介)(第一四〇
六号)

(大藏委員會)

- 一 酒税の減税に關する請願外七件(上村
千一郎君紹介)(第八九号)
- 二 同外五件(小川半次君紹介)(第九〇号)
- 三 同外三件(倉成正君紹介)(第一七九号)
- 四 同(中島茂喜君紹介)(第一八〇号)
- 五 貸金営業法制定に關する請願(中島茂
喜君紹介)(第一八一号)
- 六 酒税の減税に關する請願(愛知揆一君
紹介)(第二〇三号)
- 七 同外七件(赤澤正道君紹介)(第二〇四
号)
- 八 同外十五件(秋田大助君紹介)(第二〇
五号)
- 九 同外七件(天野光晴君紹介)(第二〇六
号)
- 一〇 同外十件(荒木萬壽夫君紹介)(第二〇
七号)
- 一一 同外五件(有田喜一君紹介)(第二〇八
号)
- 一二 同外七件(井出一太郎君紹介)(第二〇
九号)
- 一三 同外五件(伊東正義君紹介)(第二一〇
号)
- 一四 同外十一件(伊能繁次郎君紹介)(第二
一一号)
- 一五 同外十件(岩動道行君紹介)(第二一二
号)

- 一六 同外八件(石井光次郎君紹介)(第二一
三号)
- 一七 同外十四件(稻葉修君紹介)(第二一四
号)
- 一八 同外四件(稻村左近四郎君紹介)(第二
一五号)
- 一九 同外二十七件(宇野宗佑君紹介)(第二
一六号)
- 二〇 同外五件(植木庚子郎君紹介)(第二一
七号)
- 二一 同外九件(白井莊一君紹介)(第二一八
号)
- 二二 同外五件(小川平二君紹介)(第二一九
号)
- 二三 同外三件(小沢佐重喜君紹介)(第二二
〇号)
- 二四 同外七件(大泉寛三君紹介)(第二二一
号)
- 二五 同外十二件(大久保武雄君紹介)(第二
二二号)
- 二六 同外六件(大竹太郎君紹介)(第二二三
号)
- 二七 同外十四件(大坪保雄君紹介)(第二二
四号)
- 二八 同外七件(大西正男君紹介)(第二二五
号)
- 二九 同外七件(加藤高藏君紹介)(第二二六
号)
- 三〇 同外七件(吉川久衡君紹介)(第二二七
号)
- 三一 同外十九件(上林山榮吉君紹介)(第二
二八号)
- 三二 同外三件(龜山孝一君紹介)(第二二九
号)
- 三三 同(飯谷忠男君紹介)(第二三〇号)
- 三四 同外一件(川崎秀二君紹介)(第二三一
号)

- 三五 同外二件(木村武雄君紹介)(第二三二
号)
- 三六 同外三件(木村武千代君紹介)(第二三
三号)
- 三七 同外一件(倉石忠雄君紹介)(第二三四
号)
- 三八 同外四件(藏内修治君紹介)(第二三五
号)
- 三九 同外二件(黒金泰美君紹介)(第二三六
号)
- 四〇 同外十一件(小坂善太郎君紹介)(第二
三七号)
- 四一 同外十二件(小島徹三君紹介)(第二三
八号)
- 四二 同外二件(小平久雄君紹介)(第二三九
号)
- 四三 同外六件(佐々木秀世君紹介)(第二四
〇号)
- 四四 同外七件(坂田道太君紹介)(第二四一
号)
- 四五 同外四件(坂田英一君紹介)(第二四二
号)
- 四六 同外三件(坂村吉正君紹介)(第二四三
号)
- 四七 同外二十三件(櫻内義雄君紹介)(第二
四四号)
- 四八 同外七件(志賀健次郎君紹介)(第二四
五号)
- 四九 同外九件(始関伊平君紹介)(第二四六
号)
- 五〇 同外四件(権名悦三郎君紹介)(第二四
七号)
- 五一 同外四件(篠田弘作君紹介)(第二四八
号)
- 五二 同外五件(藏谷直藏君紹介)(第二四九
号)
- 五三 同外一件(進藤一馬君紹介)(第二五〇
号)

- 五四 同外四件(砂原格君紹介)(第二五一号)
- 五五 同外三件(關谷勝利君紹介)(第二五二
号)
- 五六 同外五件(田口長治郎君紹介)(第二五
三号)
- 五七 同外四件(田澤吉郎君紹介)(第二五四
号)
- 五八 同外三件(田中六助君紹介)(第二五五
号)
- 五九 同外三件(田村元君紹介)(第二五六号)
- 六〇 同外三件(高橋順一君紹介)(第二五七
号)
- 六一 同外四件(高見三郎君紹介)(第二五八
号)
- 六二 同外一件(竹内繁一君紹介)(第二五九
号)
- 六三 同外十七件(竹下登君紹介)(第二六〇
号)
- 六四 同外九件(館林三喜男君紹介)(第二六
一号)
- 六五 同外七件(谷川和穂君紹介)(第二六二
号)
- 六六 同外十六件(床次徳三君紹介)(第二六
三号)
- 六七 同外四件(中川俊思君紹介)(第二六四
号)
- 六八 同外三件(中垣國男君紹介)(第二六五
号)
- 六九 同外九件(中島茂喜君紹介)(第二六六
号)
- 七〇 同外八件(中野四郎君紹介)(第二六七
号)
- 七一 同外一件(中村寅太郎君紹介)(第二六八
号)
- 七二 同外七件(中村庸一郎君紹介)(第二六
九号)
- 七三 同外三件(永山忠則君紹介)(第二七〇
号)

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 請願日程

二五八	同(上林山榮吉君紹介)(第五八四号)	二八八	同外七件(岡本隆二君紹介)(第六一四号)	三二二	同外三件(玉置一徳君紹介)(第六三八号)	三三五	同外一件(白井莊一君紹介)(第六九七号)
二五九	同(木部佳昭君紹介)(第五八五号)	二八九	同(加藤清二君紹介)(第六一五号)	三二三	同外一件(竹谷源太郎君紹介)(第六三九号)	三三六	同外二件(遠藤三郎君紹介)(第六九八号)
二六〇	同(木村俊夫君紹介)(第五八六号)	二九〇	同(神近市子君紹介)(第六一六号)	三二四	同外三件(西村榮一君紹介)(第六四〇号)	三三七	同(小沢佐重喜君紹介)(第六九九号)
二六一	同(小坂善太郎君紹介)(第五八七号)	二九一	同外二件(黒田壽男君紹介)(第六一七号)	三二五	同(山下榮二君紹介)(第六四一号)	三三八	同(大石武一君紹介)(第七〇〇号)
二六二	同(小宮山重四郎君紹介)(第五八八号)	二九二	同外七件(小松幹君紹介)(第六一八号)	三二六	同(坂村吉正君紹介)(第六四二号)	三三九	同(大泉寛三君紹介)(第七〇一号)
二六三	同(久野忠治君紹介)(第五八九号)	二九三	同外八件(佐野憲治君紹介)(第六一九号)	三二七	同外七件(高瀬博君紹介)(第六四三号)	三四〇	同外十一件(大久保武雄君紹介)(第七〇二号)
二六四	同外三十一件(小山長規君紹介)(第五九〇号)	二九四	同外四件(多賀谷眞稔君紹介)(第六二〇号)	三二八	同外三件(江崎真澄君紹介)(第六八四号)	三四一	同外二件(大倉三郎君紹介)(第七〇三号)
二六五	同(細瀬彌三君紹介)(第五九一号)	二九五	同外五件(滝井義高君紹介)(第六二一号)	三二九	貸金営業法制定に関する請願(山田彌一君紹介)(第五三五号)	三四二	同外十三件(大西正男君紹介)(第七〇四号)
二六六	同(河本敏夫君紹介)(第五九二号)	二九六	同外九件(堂森芳夫君紹介)(第六二二号)	三三〇	個人企業の完全給与制実施に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第六五六号)	三四三	同外二件(押谷富三君紹介)(第七〇五号)
二六七	同(篠田弘作君紹介)(第五九三号)	二九七	同外六件(二宮武夫君紹介)(第六二三号)	三三一	同外二十件(木島百合子君紹介)(第六五七号)	三四四	同外八件(加藤高藏君紹介)(第七〇六号)
二六八	同(正啓次郎君紹介)(第五九四号)	二九八	同外四件(前田榮之助君紹介)(第六二四号)	三三二	社会福祉事業に対する免税措置に関する請願(滝井義高君紹介)(第六五八号)	三四五	同外二件(神田博君紹介)(第七〇七号)
二六九	同(進藤一馬君紹介)(第五九五号)	二九九	同(森義親君紹介)(第六二五号)	三三三	酒税の減税に関する請願外三件(相川勝六君紹介)(第六八五号)	三四六	同外二件(龜山幸一君紹介)(第七〇八号)
二七〇	同外三件(壽原正一君紹介)(第五九六号)	三〇〇	同(八木昇君紹介)(第六二六号)	三三四	同外五件(逢澤寛君紹介)(第六八六号)	三四七	同(金丸信君紹介)(第七〇九号)
二七一	同(田口長治郎君紹介)(第五九七号)	三〇一	同外六件(山崎始男君紹介)(第六二七号)	三三五	同(天野公義君紹介)(第六八七号)	三四八	同(鴨田宗一君紹介)(第七一〇号)
二七二	同(田村元君紹介)(第五九八号)	三〇二	同外十一件(山田耻目君紹介)(第六二八号)	三三六	同外三件(天野光晴君紹介)(第六八八号)	三四九	同(川崎秀二君紹介)(第七一一号)
二七三	同外一件(渡海元三郎君紹介)(第五九九号)	三〇三	同外七件(湯山勇君紹介)(第六二九号)	三三七	同(荒木萬壽夫君紹介)(第六八九号)	三五〇	同外五件(川野芳満君紹介)(第七一二号)
二七四	同外二件(床次徳二君紹介)(第六〇〇号)	三〇四	同外一件(和田博雄君紹介)(第六三〇号)	三三八	同外一件(井出一太郎君紹介)(第六九〇号)	三五一	同(菅野和太郎君紹介)(第七一三号)
二七五	同外一件(南條徳男君紹介)(第六〇一号)	三〇五	同外四件(稻富稜人君紹介)(第六三一号)	三三九	同外二件(伊東正義君紹介)(第六九一号)	三五二	同外一件(木村俊夫君紹介)(第七一四号)
二七六	同外一件(二階堂進君紹介)(第六〇二号)	三〇六	同外四件(今澄勇君紹介)(第六三二号)	三三〇	同(井原岸高君紹介)(第六九二号)	三五三	同(清瀬一郎君紹介)(第七一五号)
二七七	同(福田起夫君紹介)(第六〇三号)	三〇七	同外十三件(受田新吉君紹介)(第六三三号)	三三一	同外七件(岩動道行君紹介)(第六九三号)	三五四	同(久保田鶴松君紹介)(第七一六号)
二七八	同外一件(坊秀男君紹介)(第六〇四号)	三〇八	同外七件(内海清君紹介)(第六三四号)	三三二	同(石田博英君紹介)(第六九四号)	三五五	同外六件(熊谷義雄君紹介)(第七一七号)
二七九	同(前尾繁三郎君紹介)(第六〇五号)	三〇九	同(春日一幸君紹介)(第六三五号)	三三三	同(宇野宗佑君紹介)(第六九五号)	三五六	同外十四件(倉成正君紹介)(第七一八号)
二八〇	同外一件(村山達雄君紹介)(第六〇六号)	三一〇	同外二件(小平忠君紹介)(第六三六号)	三三四	同外一件(植木庚子郎君紹介)(第六九六号)	三五七	同外二件(藏内修治君紹介)(第七一九号)
二八一	同(山本幸雄君紹介)(第六〇七号)	三一〇	同外八件(佐々木良作君紹介)(第六三三三)			三五八	同(栗山礼行君紹介)(第七二〇号)
二八二	同(早稻田柳右エ門君紹介)(第六〇八号)					三五九	同外十一件(黒金泰美君紹介)(第七二二二)
二八三	同(渡辺栄一君紹介)(第六〇九号)						
二八四	同外五件(足鹿覺君紹介)(第六一〇号)						
二八五	同(井手以誠君紹介)(第六一一号)						
二八六	同(大原亨君紹介)(第六一二号)						
二八七	同外十一件(岡良一君紹介)(第六一三三)						

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 諸願日程

四六八	同(飯岡兵輔君紹介)(第八五四号)	四九二	同(小川半次君紹介)(第八九二一)	五二五	同(唐澤俊雄君紹介)(第九一四号)	五三六	同(坂村吉正君紹介)(第九三五号)
四六九	同外一件(佐々木良作君紹介)(第八五五号)	四九三	同(小川平二君紹介)(第八九二二)	五二六	同外三件(飯谷忠男君紹介)(第九一五号)	五三七	同(飯上安太郎君紹介)(第九三六号)
四七〇	同外一件(長谷川四郎君紹介)(第八五六号)	四九四	同外二件(小沢佐重喜君紹介)(第八九三三)	五二七	同(川俣清吉君紹介)(第九一六号)	五三八	同(四宮久吉君紹介)(第九三七号)
四七一	同外一件(山下榮二君紹介)(第八五七号)	四九五	同(小淵惠三君紹介)(第八九四号)	五二八	同外一件(菅野和太郎君紹介)(第九一七号)	五三九	同(始岡伊平君紹介)(第九三八号)
四七二	同外一件(逢澤寛君紹介)(第八七一七号)	四九六	同外三件(大石八治君紹介)(第八九五五号)	五二九	同外三件(木村武千代君紹介)(第九一八号)	五四〇	同外七件(重政誠之君紹介)(第九三九号)
四七三	同(愛知操一君紹介)(第八七二七号)	四九七	同外五件(大石武一君紹介)(第八九六六号)	五三〇	同外十六件(木村俊夫君紹介)(第九一九号)	五四一	同外七件(白濱仁吉君紹介)(第九四〇号)
四七四	同外二件(天野光晴君紹介)(第八七三三号)	四九八	同外二十件(大久保武雄君紹介)(第八九七九号)	五三一	同(吉川久衛君紹介)(第九二〇号)	五四二	同外四件(正示啓次郎君紹介)(第九四一号)
四七五	同(荒松清十郎君紹介)(第八七四四号)	四九九	同外九件(大高康君紹介)(第八九八八号)	五三二	同外一件(久保三郎君紹介)(第九二二号)	五四三	同(正力松太郎君紹介)(第九四二二号)
四七六	同外二件(有田喜一君紹介)(第八七五五号)	五〇〇	同外六件(大竹太郎君紹介)(第八九九九号)	五三三	同外一件(草野一郎平君紹介)(第九二二二号)	五四四	同外三十五件(進藤一馬君紹介)(第九四三三三)
四七七	同(有馬輝武君紹介)(第八七六六号)	五〇一	同(大坪保雄君紹介)(第九〇〇〇号)	五三四	同外十件(熊谷義雄君紹介)(第九二三三三)	五四五	同外七件(砂田重民君紹介)(第九四四四)
四七八	同外三件(安藤覺君紹介)(第八七七七号)	五〇二	同外十件(大西正男君紹介)(第九〇〇一)	五二五	同外六件(藏内修治君紹介)(第九二四四)	五四六	同外二件(關谷勝利君紹介)(第九四五五)
四七九	同(井伊誠一君紹介)(第八七八八号)	五〇三	同外三件(大平正芳君紹介)(第九〇二二)	五二六	同外七件(栗原俊夫君紹介)(第九二五五)	五四七	同(田澤吉郎君紹介)(第九四六六)
四八〇	同外三件(井出一太郎君紹介)(第八七八八号)	五〇四	同外五件(岡良一君紹介)(第九〇三三)	五二七	同外三件(黒金泰美君紹介)(第九二六六)	五四八	同外一件(田口長治郎君紹介)(第九四七七)
四八一	同外五件(井原岸高君紹介)(第八八八〇)	五〇五	同外二件(奥野誠亮君紹介)(第九〇四四)	五二八	同外二件(小枝一雄君紹介)(第九二七七)	五四九	同(田中榮一君紹介)(第九四八八)
四八二	同外四件(井村重雄君紹介)(第八八八一)	五〇六	同外四件(押谷富三君紹介)(第九〇五五)	五二九	同外十件(小島徹三君紹介)(第九二八八)	五五〇	同外四十二件(田中龍夫君紹介)(第九四九九)
四八三	同外三十一件(岩動道行君紹介)(第八八八二)	五〇七	同外二件(加藤高藏君紹介)(第九〇六六)	五三〇	同外一件(小宮山重四郎君紹介)(第九二九九)	五五一	同外二件(田中六助君紹介)(第九五〇〇)
四八四	同外七件(池田正之輔君紹介)(第八八八三)	五〇八	同外七件(鎌治良作君紹介)(第九〇七七)	五三一	同外十四件(河本敏夫君紹介)(第九三〇〇)	五五二	同外五件(田村元君紹介)(第九五一二)
四八五	同(萬田尚登君紹介)(第八八八四)	五〇九	同外五件(金子一平君紹介)(第九〇八八)	五三二	同外三件(佐藤觀次郎君紹介)(第九三〇一)	五五三	同外二件(田村良平君紹介)(第九五二二)
四八六	同外二件(稻葉修君紹介)(第八八八五)	五一〇	同(金丸信君紹介)(第九〇九九)	五三三	同外七件(佐藤孝行君紹介)(第九三一二)	五五四	同(田邊國男君紹介)(第九五三三)
四八七	同外九件(宇野宗佑君紹介)(第八八八六)	五一〇	同(上林山榮吉君紹介)(第九一〇〇)	五三四	同外五件(齋藤邦吉君紹介)(第九三三三)	五五五	同(多賀谷真穂君紹介)(第九五四四)
四八八	同外九件(植木庚子郎君紹介)(第八八八七)	五一一	同外二件(龜岡高夫君紹介)(第九一一一)	五三五	同外一件(坂田英一君紹介)(第九三四四)	五五六	同外十一件(高見三郎君紹介)(第九五五五)
四八九	同(白井莊一君紹介)(第八八八八)	五一二	同外二件(龜山孝二君紹介)(第九一二二)			五五七	同外三件(高橋順一君紹介)(第九五六六)
四九〇	同外七件(内海安吉君紹介)(第八八八九)	五一三	同外五件(鴨田宗一君紹介)(第九一三三)			五五八	同外一件(高瀬傳君紹介)(第九五七七)
四九一	同外一件(江田三郎君紹介)(第八八九〇)					五五九	同(竹内黎一君紹介)(第九五八八)
						五六〇	同外四件(竹下登君紹介)(第九五九九)

五六一	同外二件(竹本孫一君紹介)(第九六〇号)	五八四	同外六件(永山忠則君紹介)(第九八三号)	六〇五	同外三件(古川文吉君紹介)(第一〇〇四号)	六二七	同外六件(八木徹雄君紹介)(第二〇二六号)
五六二	同(谷垣專一君紹介)(第九六一号)	五八五	同外五件(灘尾弘吉君紹介)(第九八四号)	六〇六	同外五件(坊秀男君紹介)(第一〇〇五号)	六二八	同(山田長司君紹介)(第二〇二七号)
五六三	同外二件(谷川和穂君紹介)(第九六二号)	五八六	同外三件(南條徳男君紹介)(第九八五号)	六〇七	同外三件(細田吉藏君紹介)(第一〇〇六号)	六二九	同外一件(山中日露史君紹介)(第二〇二八号)
五六四	同外六件(千葉三郎君紹介)(第九六三号)	五八七	同外四件(丹羽喬四郎君紹介)(第九八六号)	六〇八	同外一件(堀川恭平君紹介)(第一〇〇七号)	六三〇	同外二件(山村新治郎君紹介)(第二〇二九号)
五六五	同外三件(中馬辰猪君紹介)(第九六四号)	五八八	同外三件(西岡武夫君紹介)(第九八七号)	六〇九	同(本名武君紹介)(第一〇〇八号)	六三一	同外五件(山本勝市君紹介)(第二〇三〇号)
五六六	同外六件(塚田徹君紹介)(第九六五号)	五八九	同外六件(西村英一君紹介)(第九八八号)	六一〇	同外十三件(前尾繁三郎君紹介)(第一〇〇九号)	六三二	同外十一件(吉田重延君紹介)(第二〇三一号)
五六七	同(塚原俊郎君紹介)(第九六六号)	五九〇	同外十六件(野見山清造君紹介)(第九八九号)	六一一	同外四件(前田正男君紹介)(第二〇一〇号)	六三三	同外三十六件(和爾俊二郎君紹介)(第二〇三二号)
五六八	同外十六件(辻寛一君紹介)(第九六七号)	五九一	同外五件(長谷川四郎君紹介)(第九九〇号)	六一二	同外七件(増田甲子七君紹介)(第二〇一一号)	六三四	同外七件(渡辺栄一君紹介)(第二〇三三号)
五六九	同外八件(坪川恒三君紹介)(第九六八号)	五九二	同外七件(橋本龍太郎君紹介)(第九九一号)	六二三	同外四件(益谷秀次君紹介)(第二〇一二号)	六三五	同外五件(渡辺美智雄君紹介)(第二〇三四号)
五七〇	同(渡海元三郎君紹介)(第九六九号)	五九三	同外四件(服部安司君紹介)(第九九二号)	六二四	同(松浦定義君紹介)(第二〇一三號)	六三六	同外十六件(池田清志君紹介)(第二〇三五号)
五七一	同外三件(登坂重次郎君紹介)(第九七〇号)	五九四	同(濱田幸雄君紹介)(第九九三號)	六二五	同外八件(松澤雄蔵君紹介)(第二〇一四号)	六三七	同外六件(田中織之進君紹介)(第二〇三六号)
五七二	同(堂森芳夫君紹介)(第九七一号)	五九五	同外三件(早川崇君紹介)(第九九四号)	六二六	同外二件(松田竹千代君紹介)(第二〇一五号)	六三八	各種共済組合法の増加恩給受給権者に對する不均衡是正に關する請願(藤井勝志君紹介)(第一〇四七号)
五七三	同外七件(床次徳二君紹介)(第九七十二号)	五九六	同外十二件(原健三郎君紹介)(第九九五号)	六二七	同(松田鐵藏君紹介)(第一〇一六号)	六三九	酒税の減税に關する請願外七件(赤城宗徳君紹介)(第一〇八二号)
五七四	同外二件(中井德次郎君紹介)(第九七三號)	五九七	同外二件(原田憲君紹介)(第九九六号)	六二八	同(松野賴三君紹介)(第一〇一七号)	六四〇	同外九件(有山喜一君紹介)(第二〇八三號)
五七五	同(中川一郎君紹介)(第九七四号)	五九八	同外六件(福田起夫君紹介)(第九九七号)	六二九	同(松山千恵子君紹介)(第一〇一八号)	六四一	同外九件(伊東正義君紹介)(第二〇八四号)
五七六	同外二件(中川俊思君紹介)(第九七五号)	五九九	同外三件(福田篤泰君紹介)(第九九八号)	六三〇	同外七件(三池信君紹介)(第一〇一九号)	六四二	同外二件(若動道行君紹介)(第二〇八五号)
五七七	同外三件(中垣國男君紹介)(第九七六号)	六〇〇	同(福田一君紹介)(第九九九号)	六三一	同外五件(漢徹郎君紹介)(第一〇二〇号)	六四三	同外四件(石田博英君紹介)(第二〇八六号)
五七八	同外三件(中島茂喜君紹介)(第九七七号)	六〇一	同外七件(藤井勝志君紹介)(第一〇〇〇号)	六三二	同外十二件(村山達雄君紹介)(第一〇二一号)	六四四	同外四件(稻葉修君紹介)(第二〇八七号)
五七九	同外三件(中會根康弘君紹介)(第九七八号)	六〇二	同外三件(藤枝泉介君紹介)(第一〇〇一号)	六三三	同外十四件(毛利松平君紹介)(第一〇二二号)	六四五	同外一件(今松治郎君紹介)(第二〇八八号)
五八〇	同外五件(中村寅太君紹介)(第九七九号)	六〇三	同外十件(藤本孝雄君紹介)(第一〇〇二号)	六三四	同外三件(森下國雄君紹介)(第一〇二三号)		
五八一	同外七件(中村庸一郎君紹介)(第九八〇号)	六〇四	同外一件(船田中君紹介)(第一〇〇三號)	六三五	同外一件(森本端君紹介)(第一〇二四号)		
五八二	同(永井勝次郎君紹介)(第九八一号)			六三六	同(八木一男君紹介)(第二〇二五号)		
五八三	同(永田亮一君紹介)(第九八二号)						

七二九	同外八件(吉田賢一君紹介)(第一一七二号)	七四九	同外八件(堀昌雄君紹介)(第一一九二号)	七六九	同外一件(壽原正一君紹介)(第二二七六号)	七九一	同外十六件(小川半次君紹介)(第二三五一号)
七三〇	同外九件(渡辺美智雄君紹介)(第一一七三号)	七五〇	同外八件(三木喜夫君紹介)(第一一九三三号)	七七〇	同(砂田重民君紹介)(第二二七七号)	七九二	同外一件(小川平二君紹介)(第二三五二号)
七三一	同外十件(西ヶ久保重光君紹介)(第一一七四号)	七五一	同(柳田秀一君紹介)(第一一九四四号)	七七二	同外一件(田村良平君紹介)(第二二七九号)	七九三	同外六件(大橋武夫君紹介)(第二三五三三三三)
七三二	同外八件(安宅常彦君紹介)(第一一七五号)	七五二	同外三件(山中吾郎君紹介)(第一一九五五号)	七七三	同外五件(竹谷源太郎君紹介)(第二二八〇号)	七九四	同外七件(木村武雄君紹介)(第二三五四四四)
七三三	同外三件(伊藤よし子君紹介)(第一一七六号)	七五三	同外三件(横山利秋君紹介)(第一一九六六号)	七七四	同外二十六件(谷垣專一君紹介)(第二二八一号)	七九五	同外四件(清瀬一郎君紹介)(第二三五五五五)
七三四	同(角屋堅次郎君紹介)(第一一七七号)	七五四	同外三件(藏内修治君紹介)(第一一九七七号)	七七五	同外七件(玉置一徳君紹介)(第二二八二二二)	七九六	同外三件(黒田壽男君紹介)(第二三五六六六)
七三五	同外四件(川俣清吾君紹介)(第一一七八号)	七五五	同(小山市二君紹介)(第一一九八八号)	七七六	同外十四件(地崎宇三郎君紹介)(第二二八三三三)	七九七	同外六件(小枝一雄君紹介)(第二三五七七七)
七三六	同外三件(栗原俊夫君紹介)(第一一七九号)	七五六	同外五件(綱島正興君紹介)(第一一九九号)	七七七	同外七件(渡海元三郎君紹介)(第二二八四四四)	七九八	同外七件(小山長規君紹介)(第二三五八八八)
七三七	同外四件(栗林三郎君紹介)(第一一八〇号)	七五七	同外二十六件(山中貞則君紹介)(第一二〇〇〇号)	七七八	同外七件(永末英一君紹介)(第二二八五五五)	七九九	同外五件(河本敏夫君紹介)(第二三五九九九)
七三八	同外五件(佐々木更三君紹介)(第一一八一八号)	七五八	同外十一件(愛知揆一君紹介)(第二二〇一〇号)	七七九	同(濱田幸雄君紹介)(第二二八六六六)	八〇〇	同外三件(佐々木秀世君紹介)(第二三六〇〇〇)
七三九	同外三件(佐藤親次郎君紹介)(第一一八二二二)	七五九	同外四件(天野光晴君紹介)(第二二〇六六六)	七八〇	同外十件(保科善四郎君紹介)(第二二八七七七)	八〇一	同外十二件(佐々木義武君紹介)(第一三六一一一)
七四〇	同外四件(沢田政治君紹介)(第一一八三三三)	七六〇	同外一件(岩動道行君紹介)(第二二〇七七七)	七八一	同(森下元晴君紹介)(第二二八八八八)	八〇二	同外十五件(笹山茂太郎君紹介)(第一三六二二二)
七四一	同(東海林稔君紹介)(第一一八四四四)	七六一	同外二件(稻村隆一君紹介)(第二二〇八八八)	七八二	同(森本靖君紹介)(第二二八九九九)	八〇三	同外十八件(篠田弘作君紹介)(第一三六三三三)
七四二	同外一件(千葉七郎君紹介)(第一一八五五五)	七六二	同外一件(大西正男君紹介)(第二二〇九九九)	七八三	同外六件(柳田秀一君紹介)(第二二九〇〇〇)	八〇四	同(進藤一馬君紹介)(第二三六四四四)
七四三	同外六件(辻原弘市君紹介)(第一一八六六六)	七六三	同外一件(押谷富三君紹介)(第二二一〇〇〇)	七八四	同(山中吾郎君紹介)(第二二九一一一)	八〇五	同外一件(鈴木善幸君紹介)(第二三六五五五)
七四四	同(中井徳次郎君紹介)(第一一八七七七)	七六四	同外三件(春日一幸君紹介)(第二二一一一一)	七八五	同外十四件(渡辺栄一君紹介)(第二二九二二二)	八〇六	同外十八件(鈴木一君紹介)(第二三六六六六)
七四五	同外四件(西宮弘君紹介)(第一一八八八八)	七六五	同外七件(鶴田宗一君紹介)(第二二一二二二)	七八六	同外一件(逢澤寛君紹介)(第二二九三三三)	八〇七	同外九件(田村元君紹介)(第二三六七七七)
七四六	同外八件(華山親義君紹介)(第一一八九九号)	七六六	同外一件(飯谷忠男君紹介)(第二二一三三三)	七八七	同外二件(愛知揆一君紹介)(第二二九四四四)	八〇八	同(谷垣專一君紹介)(第二三六八八八)
七四七	同外三件(日野吉夫君紹介)(第一一九〇〇号)	七六七	同外四件(草野一郎平君紹介)(第二二一四四四)	七八八	同外十六件(秋田大助君紹介)(第二二九五五五)	八〇九	同外六件(徳安實蔵君紹介)(第二三六九九九)
七四八	同外三件(穂積七郎君紹介)(第一一九一〇号)	七六八	同外二件(鈴木一君紹介)(第二二一五五五)	七八九	同(池田正之輔君紹介)(第二二九六六六)	八一〇	同外六件(中川一郎君紹介)(第二三七〇〇〇)

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 請願日程 朗読を省略した議長の報告

- 八二一 同外三件(中村寅太郎紹介)(第一三七一
号)
八二二 同外二件(中山榮一君紹介)(第一三七
二号)
八二三 同外三件(南條徳男君紹介)(第一三七
三号)
八二四 同外二件(野原正勝君紹介)(第一三七
四号)
八二五 同外十一件(長谷川峻君紹介)(第一三
七五号)
八二六 同外二件(馬場元治君紹介)(第一三七
六号)
八二七 同外二件(原健三郎君紹介)(第一三七
七号)
八二八 同外四件(平岡忠次郎君紹介)(第一三
七八号)
八二九 同外二件(藤本幸雄君紹介)(第一三七
九号)
八三〇 同(保科善四郎君紹介)(第一三八〇号)
八三一 同外四件(堀川恭平君紹介)(第一三八
一号)
八三二 同外七件(本名武君紹介)(第一三八二
号)
八三三 同外六件(前田榮之助君紹介)(第一三
八三号)
八三四 同外六件(松浦周太郎君紹介)(第一三
八四号)
八三五 同外三件(松野頼三君紹介)(第一三八
五号)
八三六 同(松山千恵子君紹介)(第一三八六号)
八三七 同外二件(毛利松平君紹介)(第一三八
七号)
八三八 同外二件(山崎始男君紹介)(第一三八
八号)
八三九 同外二件(山中貞則君紹介)(第一三八
九号)
八四〇 同(和田博雄君紹介)(第一三九〇号)
八四一 同外十四件(川野芳満君紹介)(第一四

- 八三二 同外七件(松田鐵藏君紹介)(第一四二
四号)
八三三 同外六件(小泉純也君紹介)(第一四三
四号)
八三四 増加恩給受給公務員の共済組合期間通
算に関する諸願(灘尾弘吉君紹介)(第
一二五二号)
八三五 個人企業の完全給与制実施に関する諸
願(足鹿寛君紹介)(第一三四五号)

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、昨十九日、久保田事務局長から宮坂参議院事
務総長及び今松裁判官弾劾裁判所裁判長宛、本
院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次
の通り補欠選任し、かつ、予備員の職務を行な
う順序は頭書の通り指定した旨通知した。
裁判官弾劾裁判所裁判員

大竹 太郎君(上村千一郎君の補欠)
横山 利秋君(細迫兼光君の補欠)

同 予備員

第二 正示啓次郎君(金子一平君の補欠)
第四 谷垣 專一君(渡合直藏君の補欠)

一、昨十九日、久保田事務局長から宮坂参議院事
務総長及び中島裁判官訴訟委員会委員長宛、本
院は裁判官訴訟委員会予備員浦野幸男君辞任につ
きその補欠として大西正男君を選任し、同君の
職務を行なう順序は第四順位と指定した旨通知
した。

一、昨十九日、本院は検査官に白木康進君を任命
したことに付て承認した旨内閣に通知した。
一、昨十九日、本院は原子力委員会委員に有澤廣
巳君及び山田太三郎君を任命したことに付て
承認した旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は科学技術会議議員に加藤辨
三郎君、篠原登君、杉野目晴貞君及び土光敏夫

君を任命したことに付て承認した旨内閣に通
知した。

一、昨十九日、本院は公正取引委員会委員に亀岡
康夫君を任命したことに付て承認した旨内閣
に通知した。

一、昨十九日、本院は国家公安委員会委員に眞野
毅君を任命したことに付て承認した旨内閣に
通知した。

一、昨十九日、本院は中央更生保護審査会委員に
大井久君及び坂井改造君を任命したことに付
て承認した旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は公安審査委員会委員に戸塚
九一郎君及び矢部貞治君を任命したことに付
て承認した旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は社会保険審査会委員に岡村
周美君及び軽部弥生一君を任命したことに付
て承認した旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は運輸審議会委員に木内會益
君を任命したことに付て承認した旨内閣に通
知した。

一、昨十九日、本院は労働保険審査会委員に加藤
光徳君を任命したことに付て承認した旨内閣
に通知した。

(選出通知)
一、昨十九日、本院は検査官適格審査会委員及び
同予備員を次の通り選挙した旨内閣に通知し
た。

檢察官適格審査会委員

四宮 久吉君(草野一郎平君辞任に
つきその補欠)

同 予備委員

大西 正男君(委員四宮久吉君の予
備委員)

田村 良平君(委員羽田武嗣郎君の
予備委員)

(指名通知)

一、昨十九日、本院は東北開発審議会委員に衆議

院議員熊谷義雄君を指名した旨内閣に通知し
た。

一、昨十九日、本院は北陸地方開発審議会委員に
衆議院議員植木庚子郎君を指名した旨内閣に通
知した。

一、昨十九日、本院は離島振興対策審議会委員に
衆議院議員中馬辰猪君を指名した旨内閣に通知
した。

一、昨十九日、本院は国土開発幹線自動車道建設
審議会委員に衆議院議員辻寛一君、同西村貞己
君、同佐々木秀世君、同福田起夫君及び同権名
悦三郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は台風常襲地帯対策審議会委
員に衆議院議員床次徳二君を指名した旨内閣に
通告した。

一、昨十九日、本院は首都圏整備審議会委員に衆
議院議員山本勝市君を指名した旨内閣に通知し
た。

一、昨十九日、本院は北海道開発審議会委員に衆
議院議員南條徳男君、同松田鐵藏君、同壽原正
一君、同安井吉典君及び同泊谷裕夫君を指名し
た旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は日本ユネスコ国内委員会委
員に衆議院議員小淵恵三君、同飯岡兵輔君及び
同橋本龍太郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十九日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議
院議員辻寛一君、同西村貞己君、同福田起夫君
及び権名悦三郎君を指名した旨内閣に通知し
た。

(委員推薦通知)

一、昨十九日、議長は、選挙制度審議会特別委員
に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

植木庚子郎君 灘尾 弘吉君

(理事補欠選任)

一、昨十九日、外務委員会において、次の通り理
事を補欠選任した。

理事 正次郎君(理事三原朝雄君去る十一月四日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任)
一、昨十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

赤城 宗徳君
井村 重雄君
賀屋 興宣君
保科善四郎君
川野 芳満君
壽原 正一君
西村 直己君
森 清君

地方行政委員

久保田四郎君
中馬 辰猪君
藤田 義光君
龜山 孝一君
大平 正芳君
坂田 英一君
福田 繁芳君

法務委員

佐伯 宗義君
濱野 清吾君
森下 元晴君
鍛冶 良作君
坂村 吉正君
塚田 徹君

外務委員

稻葉 修君
小坂善太郎君
砂田 重民君
橋本龍太郎君
藤山愛一郎君

大蔵委員

岩動 道行君
地崎宇三郎君

文教委員

渡辺美智雄君
渡海元三郎君
橋本龍太郎君
大石 八治君
熊谷 義雄君
原田 憲君
稻葉 修君
登坂重次郎君

社会労働委員

天野 光晴君
地崎宇三郎君
西岡 武夫君
龜岡 高夫君
關谷 勝利君
渡海元三郎君

農林水産委員

坂村 吉正君
田邊 國男君
丹羽 兵助君
長谷川四郎君
森田重次郎君
宇都宮徳馬君
瀬戸山三男君
古井 喜實君
森下 國雄君

商工委員

遠藤 三郎君
大平 正芳君
坂田 英一君
森 清君
大泉 寛三君
押谷 富三君
小山 省二君

運輸委員

有田 喜一君
松浦周太郎君
安藤 覺君

通信委員

砂田 重民君
小淵 惠三君
龜岡 高夫君
本名 武君
有田 喜一君
木村 剛輔君
中曾根康弘君

建設委員

稻村左近四郎君
佐藤 孝行君
淡 徹郎君
井田一太郎君
賀屋 興宣君
村上 勇君

予算委員

井田一太郎君
小川 半次君
登坂重次郎君
鯨岡 兵輔君
西岡 武夫君
藤井 勝志君
小山 省二君
池田正之輔君
永山 忠則君
淡 徹郎君

決算委員

藤本 孝雄君
鯨岡 兵輔君
天野 光晴君
佐藤 孝行君

議院運営委員

鯨岡 兵輔君
天野 光晴君
佐藤 孝行君

内閣委員

赤城 宗徳君
賀屋 興宣君
堀内 一雄君

地方行政委員

大西 正男君
灘尾 弘吉君
額田 彌三君
藤田 義光君
栗山 秀君
橋本登美三郎君
天野 光晴君
小枝 一雄君
竹内 黎一君

法務委員

濱野 清吾君
小坂善太郎君
大石 武一君

外務委員

小山 省二君
有田 喜一君
坂田 道太君
篠田 弘作君
原田 憲君
大石 八治君
飯谷 忠男君
田口長治郎君
中山 榮一君

社会労働委員

栗山 秀君
伊東 正義君
小宮山重四郎君
坂村 吉正君
西岡 武夫君
藤本 孝雄君
小沢佐重喜君
大西 正男君
久保田四郎君
床次 徳二君
永山 忠則君

農林水産委員

中川 一郎君 中山 榮一君
大石 武一君 小枝 一雄君
田川 誠二君 高見 三郎君
網島 正興君 丹羽 兵助君
野原 正勝君 野呂 恭一君
藤山愛一郎君 船田 中君
松田 鐵藏君 秋田 大助君
小淵 惠三君 大野 明君
竹内 黎一君 徳安 實藏君
中島 茂喜君 永山 忠則君
橋本登美三郎君 栗山 秀君

堀内 一雄君 松田 鐵藏君
議院運営委員 天野 光晴君 鯨岡 兵輔君
田村 良平君 登坂重次郎君
三原 朝雄君 森下 元晴君
(常任委員補欠選任)
一、昨十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 森原 正一君 川野 芳満君
森 清君 塚田 徹君
佐々木義武君 竹下 登君
西村 直己君 福井 勇君
荒船清十郎君 賀屋 興宣君
赤城 宗徳君 野呂 恭一君
保科善四郎君 村上 勇君
井村 重雄君

運輸委員

有田 喜一君 龜岡 高夫君
南條 徳男君 松浦周太郎君
飯谷 忠男君 正示啓次郎君
中村 寅太君 栗山 秀君

地方行政委員

福田 繁芳君 大平 正芳君
村山 達雄君 白濱 仁吉君
小笠 公昭君 小山 省二君
坂田 英一君 藤田 義光君
田村 良平君 森下 元晴君
龜山 孝一君 登坂重次郎君
久保田円次君 中馬 辰猪君

法務委員

渡海元三郎君 塚田 徹君
佐々木秀世君 竹下 登君
坂村 吉正君 鎌治 良作君
山手 満男君 濱野 清吾君
森下 元晴君 前尾繁三郎君
瀬戸山三男君 佐伯 宗義君

建設委員

大野 明君 渡辺 栄一君
赤城 宗徳君 橋本龍太郎君
飯谷 忠男君 登坂重次郎君
松浦周太郎君 灘尾 弘吉君
三原 朝雄君 賀屋 興宣君
上林山榮吉君 重政 誠之君

外務委員

砂田 重民君 橋本龍太郎君
中村庸一郎君 藤井 勝志君
稻葉 修君 小坂幹太郎君
宇都宮徳馬君 森下 國雄君
三原 朝雄君

大蔵委員

藤本 孝雄君 渡海元三郎君
野見山清造君 橋本龍太郎君
鯨岡 兵輔君 渡辺美智雄君
木村 剛輔君 地崎宇三郎君
山本 勝市君 岩動 道行君

砂田 重民君 毛利 松平君
安藤 覺君 坂村 吉正君
松浦周太郎君 山村新治郎君
有田 喜一君 小淵 惠三君
木村 剛輔君 中曾根康弘君
江崎 真澄君 久保田円次君
有田 喜一君 山村新治郎君
本名 武君 龜岡 高夫君
小淵 惠三君 服部 安司君
大野 明君 南 好雄君

社会労働委員

塚田 徹君 毛利 松平君
龜岡 高夫君 壽原 正一君
渡海元三郎君 關谷 勝利君
地崎宇三郎君 中野 四郎君
山村新治郎君 天野 光晴君
西岡 武夫君 小宮山重四郎君

井出一太郎君 村上 勇君
賀屋 興宣君 佐伯 宗義君
遠藤 三郎君 渡辺美智雄君
稻村左近四郎君 渡川 恭平君
佐藤 孝行君 堀川 恭平君
木部 佳昭君 渡辺 栄一君

農林水産委員

荒船清十郎君 宇都宮徳馬君
山本 勝市君 小山 長規君
中馬 辰猪君 瀬戸山三男君
森下 國雄君 前尾繁三郎君
古井 喜實君 坂村 吉正君
白濱 仁吉君 中川 一郎君
野呂 恭一君 丹羽 兵助君
森田重次郎君 藤田 義光君
長谷川四郎君 藤山愛一郎君

竹内 黎一君 中川 一郎君
加藤 高藏君 藤井 勝志君
小川 半次君 保科善四郎君
池田正之輔君 森田重次郎君
小山 省二君 古井 喜實君
永山 忠則君 登坂重次郎君
江崎 真澄君 西村 直己君
中曾根康弘君 小山 長規君
井出一太郎君 藤本 孝雄君

農工委員

大竹 太郎君 小山 省二君
竹下 登君 押谷 富三君
白井 莊一君 鯨岡 兵輔君
大泉 寛三君 坂田 英一君
森 清君 遠藤 三郎君
佐々木秀世君 竹山祐太郎君
小笠 公昭君 大平 正芳君

岩動 道行君 藤本 孝雄君
議院運営委員 竹山祐太郎君 鯨岡 兵輔君
佐藤 孝行君 渡辺 栄一君
天野 光晴君 小淵 惠三君

運輸委員

一、今二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 朗読を省略した議長長の報告

渡海元三郎君	大西 正男君
橋本龍太郎君	大石 八治君
瀧尾 弘吉君	周東 英雄君
荒松清十郎君	赤城 宗徳君
堀内 一雄君	賀屋 興宣君
栗山 秀君	天野 光晴君
小金 義照君	竹内 繁一君
細瀬 彌三君	藤山愛一郎君
小枝 一雄君	荒松清十郎君
田村 良平君	大西 正男君
橋本登美三郎君	藤田 義光君
森下 元晴君	永山 忠則君
高見 三郎君	濱野 清吾君
大石 武一君	星島 二郎君
小坂善太郎君	三原 朝雄君
有田 喜一君	南條 徳男君
小山 省二君	毛利 松平君
森田重次郎君	池田 清志君
中山 榮一君	田口長治郎君
飯谷 忠男君	中川 一郎君
周東 英雄君	重政 誠之君
原田 憲君	大石 八治君
田川 誠一君	船田 中君
篠田 弘作君	坂田 道太君
社会労働委員	
細瀬 彌三君	渡海元三郎君
内藤 隆君	小淵 恵三君
橋本登美三郎君	栗山 秀君
床次 徳二君	小沢佐重喜君
久保田四次君	大野 明君
大西 正男君	永山 忠則君
中野 四郎君	龜山 幸一君
藤本 幸雄君	橋本龍太郎君

西岡 武夫君	井村 重雄君
坂村 吉正君	伊東 正義君
山村新治郎君	小宮山重四郎君
農林水産委員	
船田 中君	田川 誠一君
栗山 秀君	橋本登美三郎君
中山 榮一君	中島 茂喜君
大野 明君	秋田 大助君
小淵 恵三君	徳安 實藏君
永山 忠則君	中川 一郎君
竹内 繁一君	丹羽 兵助君
野原 正勝君	綱島 正興君
松田 鐵藏君	野呂 恭一君
高見 三郎君	藤山愛一郎君
小枝 一雄君	大石 武一君
商工委員	
野原 正勝君	坂田 道太君
綱島 正興君	小宮山重四郎君
田中 六助君	船村左近四郎君
運輸委員	
正原啓次郎君	中村 寅太君
栗山 秀君	飯谷 忠男君
松浦周太郎君	有田 喜一君
龜岡 高夫君	南條 徳男君
通信委員	
橋本登美三郎君	竹内 繁一君
永山 忠則君	栗山 秀君
渡海元三郎君	床次 徳二君
大石 八治君	篠田 弘作君
南 好雄君	小淵 恵三君
本部 佳昭君	星島 二郎君
本名 武君	佐藤 孝行君
上林山榮吉君	服部 安司君
建設委員	
橋本龍太郎君	赤城 宗徳君
渡辺 栄一君	大野 明君
予算委員	
重政 誠之君	上林山榮吉君

松田 鐵藏君	堀内 一雄君
賀屋 興宣君	三原 朝雄君
登坂重次郎君	飯谷 忠男君
瀧尾 弘吉君	松浦周太郎君
議院運営委員	
三原 朝雄君	登坂重次郎君
森下 元晴君	堀内 兵輔君
天野 光晴君	田村 良平君
(議案受領)	
一、今二十日、参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。	
内航海運業法の一部を改正する法律案	
旧職年金受給者に関する特別措置法案	
(議案付託)	
一、今二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。	
旧職年金受給者に関する特別措置法案(第五十一回国会衆法第五七号)(参議院送付)	
内閣委員会 付託	
内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一回国会衆法第一五二号)(参議院送付)	
運輸委員会 付託	
(案約送付)	
一、昨十九日、参議院に送付した条約は次の通りである。	
千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めの件	
(議案送付)	
一、昨十九日、第五十一回国会及び第五十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。	
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案	
一、昨十九日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。	
昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人	

税の臨時特例に関する法律案	
一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	
昭和四十一年度一般会計補正予算(第一号)	
昭和四十一年度特別会計補正予算(特第一号)	
昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)	
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	
昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案	
炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案	
石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案	
特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案	
(調査要求承認)	
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十九日いずれもこれを承認した。	
国政調査承認要求書	
一、調査する事項	
一、行政機構並びにその運営に関する事項	
二、恩給及び法制一般に関する事項	
三、国防衛に関する事項	
四、公務員の制度及び給与に関する事項	
五、栄典に関する事項	
二、調査の目的	

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 朗読を省略した議長の報告

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

内閣委員長 木村 武雄

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、選挙及び消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

地方行政委員長 岡崎 英城

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

法務委員長 大久保武雄

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

外務委員長 高瀬 傳

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の会計に関する事項、税制に関する事項、関税に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

大蔵委員長 三池 信

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

社会労働委員長 田中 正巳

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施設に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め

昭和四十一年十二月十九日

衆議院議長 綾部健太郎殿

商工委員長 天野 公義

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の状況並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するた

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和四十一年十二月十九日

運輸委員長 古川 丈吉

衆議院議長 綾部健太郎殿

(質問書提出)

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国鉄第三次長期計画実施に関する質問主意書

(吉川兼光君提出)

(答弁書受領)

一、今二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石田有全君提出阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問に対する答弁書

阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書

質問主意書

提出者 石田 有全

衆議院議長 綾部健太郎殿

阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書

昭和四十一年十二月六日

提出者 石田 有全

衆議院議長 綾部健太郎殿

阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書

問主意書

政府は、新潟県阿賀野川沿岸漁業組合に対して毎年一定量のあゆ、にじます、鯉等の放流、養殖

昭和四十一年十二月二十日 衆議院会議録第六号(一) 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

を義務づけているのであるが、水銀中毒事件が表面化した昭和四十一年九月より、にじます、鯉等の漁獲規制を行なっている。それがために沿岸漁民は多額の被害を受けている。また、新潟市周辺その他において水銀中毒による死者五名、要治療者二十一名、胎児性水俣病出産の可能性ありとされるもの四十数名におよんでいる。

一 政府は、これらに対して国家賠償法に基づいて賠償の責任を負うべきであると考へるがどうか。

二 公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律に基づいて、水質汚濁防止の義務があるにもかかわらず阿賀野川に対しては、今日までその義務を怠つてきたし現在も怠つてゐる。

すみやかに水質保全の措置を講ずべきであると思ふがどうか。またその具体的対策いかん。右質問する。

昭和四十一年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 綾部健太郎殿

衆議院議員石田有全君提出阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石田有全君提出阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問に対する答弁書

一 新潟県内水面漁場管理委員会が昭和四十一年七月十二日付けで行なつた漁獲規制の指示は、資源保護および漁業調整の観点から、漁業法第六十七条第一項および同法第三十条第四項の規定により適法に行なわれたものであり、国家賠償法による賠償責任が生ずるものとは考へていない。

なお、本件中毒事件については、現在、その原因を明らかにする見地から調査研究中であるが、この事件による住民の被害について国家賠償法による賠償の責任を負うべきものとは考へていない。

二 水質規制を行なうかどうかについては、前記調査の結果をみたりえ方針を決定する所存であり、水質規制を行なう必要があると認められる場合には早急に所要の措置を講ずることとした。

右答弁する。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(第五十一回国会衆法第五七号、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、旧勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われた事情等を考慮し、旧勲章年金令による年金を受ける権利を有していた者のうち、昭和三十八年四月一日に日本国籍を有していた者について、特に一時金十万円を支給するとともに、勲章年金受給者についても、その年金額が現在きわめて低額のまま据え置かれていたのを、一時金として三万円を支給することとし、昭和四十二年分以降の年金は支給しないこととするものである。

二 議案の可決理由

旧勲章年金受給者の生活状況並びに勲章年金の年金額の現状にかんがみ、本案の趣旨は、これを妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、約九億円の見込みである。本案施行に要する経費は、約九億円の見込みである。

右報告する。

昭和四十一年十二月二十日

内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 綾部健太郎殿

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一回国会衆法第一五二号、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、内航海運企業の零細性及び内航海運における船舶過剰の実情にかんがみ、内航海運業の規模の適正化等によりその健全な発達を図るため、現行内航海運業の登録制を許可制に改めようとするもので、その内容の主なものは、次のとおりである。

1 内航海運業を登録制から許可制に改め、許可制への切替は、昭和四十四年九月三十日までに行なうこととする。

2 許可基準を明確に法定するとともに、とくに、内航海運業については一定の規模の支配船腹量有することとする。

3 使用する船舶の増加等については、事業計画の変更の認可を必要とすることとする。

4 事業の譲渡、譲受け、合併及び組織を認可することとする。

5 その他所要の改正を行なうこととする。

二 議案の可決理由 本案は、内航海運業の企業規模の適正化を推進するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年十二月二十日

運輸委員長 古川 丈吉

衆議院議長 綾部健太郎殿

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一)

一六

衆議院會議録第五号(一)中正誤

ハ少段行 誤

三 一末七 二十日

三十日 正

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(全社) 定価 紙往三十四
(送料) 共

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六公)

官報

号外 昭和四十一年十二月二十日

第五十三回国会 衆議院会議録 第六号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 十五件

内 予算 三件 両院可決
条約 一件 両院承認
法律案 十一件 成立
議員提出議案 四件

内 法律案 一件 成立
重要動議 三件 可決
衆議院議員提出法律案(本院予備審査) 二件 参議院委員会審査未了
本院において前国会から継続した議案等 二十七件

内 内閣提出法律案 二件 本院閉会中審査
議員提出法律案 二十一件

内 成立 一件
本院閉会中審査 二十件
決算その他 四件

内 閉会中審査 一件

右は、第五十一回国会に提出され同国会及び第五十二回国会において審査未了となつた日本郵船協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書である。

委員会審査未了 三件

参議院において前国会から継続し本院に送付さ

昭和四十一年十二月二十日 衆議院会議録第六号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案等の総数及びその結果

議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、今日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法

内航海運業法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、今日、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、国の防衛に関する件

四、公務員の制度及び給与に関する件

五、栄典に関する件

地方行政委員会

一、都道府県合併特例法案(内閣提出、第五十一回国会附法第一四七号)

二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村義雄君外八名提出、第五十一回国会衆法第四号)

三、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(川村義雄君外八名提出、第五十一回国会衆法第五号)

四、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、第五十一回国会衆法第四〇号)

五、地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出、第五十一回国会衆法第四五号)

六、地方自治に関する件

七、地方財政に関する件

八、選挙に関する件

九、警察に関する件

一〇、消防に関する件

法務委員会

一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十一回国会衆法第三八号)

二、会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十九名提出、第五十一回国会衆法第一九号)

三、裁判所の司法行政に関する件

四、法務行政及び検察行政に関する件

五、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第五十一回国会衆法第六号)

二、勸業基金法案(網島正興君外三十六名提出、第五十一回国会衆法第四七号)

三、国の会計に関する件

四、税制に関する件

五、関税に関する件

六、金融に関する件

七、証券取引に関する件

八、外国為替に関する件

九、国有財産に関する件

一〇、専売事業に関する件

一一、印刷事業に関する件

一二、造幣事業に関する件

文教委員会

一、学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十一名提出、第五十一回国会衆法第三一号)

二、文部行政の基本施策に関する件

三、学校教育に関する件

四、社会教育に関する件

五、学術研究及び宗教に関する件

六、国際文化交流に関する件

七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、中高年齢者雇用促進法案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第二三三号)

二、最低賃金法の一部を改正する法律案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第一七号)

三、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第一八号)

四、最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出、第五十一回国会衆法第二七号)

五、労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出、第五十一回国会衆法第二八号)

六、家内労働法案(横路節雄君外十五名提出、第五十一回国会衆法第二九号)

一二七

出、第五十一回国会衆法第三号) 七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十名提出、第五十一回国会衆法第五一号) 八、原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田趾目君外四十名提出、第五十一回国会衆法第五二号) 九、公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会衆法第八号) 一〇、公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十二名提出、第五十一回国会衆法第一四号) 一一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件 一二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農林水産業の振興に関する件 二、農林水産物に関する件 三、農林水産業団体に関する件 四、農林水産金融に関する件 五、農業災害補償制度に関する件 商工委員会 一、消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第五十一回国会衆法第一六号) 二、物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、第五十一回国会衆法第四四号) 三、通商産業の基本施策に関する件 四、経済総合計画に関する件 五、公益事業に関する件 六、鉱工業に関する件 七、商業に関する件 八、通商に関する件 九、中小企業に関する件	一〇、特許に関する件 一一、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一二、鉱業と一般公益との調整等に関する件 運輸委員会 一、陸運に関する件 二、海運に関する件 三、航空に関する件 四、日本国有鉄道の経営に関する件 五、港湾に関する件 六、海上保安に関する件 七、観光に関する件 八、気象に関する件 通信委員会 一、日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 二、通信行政に関する件 三、郵政事業に関する件 四、郵政監察に関する件 五、電気通信に関する件 六、電波監理及び放送に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 議院運営委員会 一、国会法等改正に関する件 二、議長よりの諮問事項 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項 (通知書受領) 一、今日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 昭和四十一年度一般会計補正予算(第一号) 昭和四十一年度特別会計補正予算(特第一号) 昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第一号) 一、今日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めの件 一、今日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 昭和四十一年度産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律 炭鉱職業者臨時措置法の一部を改正する法律 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 一、今日、重宗参議院議長から総務部長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。 社会労働委員会 一、一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(第五十一回国会参第二号) 一、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第五十一回国会参第三号) 一、診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(第五十一回国会参第二五号) 一、消費者基本法案(第五十一回国会衆第一六号)(予備審査) 一、物価安定緊急措置法案(第五十一回国会衆第四四号)(予備審査) 議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件 (報告書受領) 一、今日、内閣から原子燃料公社法第二十六条第三項の規定による原子燃料公社の昭和四十一年事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。 (議案通知) 一、今日、参議院送付の次の同院継続審査案(第五十一回国会本院提出)を可決した旨参議院に通知した。 旧勲章年金受給者に関する特別措置法案 一、今日、参議院送付の次の同院継続審査案(第五十一回国会内閣提出)を可決した旨参議院に通知した。 内航海運業法の一部を改正する法律案 (条約通知書受領) 一、今日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めの件 (議案通知書受領) 一、今日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 一、今日、参議院において、第五十一回国会及び第五十二回国会において本院で継続審査を
---	--

した次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、今二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十一年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案
(答弁書受領)

一、今二十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員吉川兼光君提出国鉄第三次長期計画実施に関する質問に対する答弁書

国鉄第三次長期計画実施に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十一年十二月二十日 衆議院会議録第六号(二) 議長報告

昭和四十一年十二月十九日

提出者 吉川 兼光

衆議院議長 綾部健太郎殿

国鉄第三次長期計画実施に関する質問主意書

日本国有鉄道第三次長期計画は、昭和四十年を

初年度とし、前後七箇年計画で二兆九千七百億

をもつて目下実施中であるが、これは昭和四十年

一月に策定した中期経済計画に基づき、わが国経

済の成長と国民生活の向上に伴う国鉄輸送需要の

増大に対処するための施策として、一応認めるに

やぶさかではないが、年月の進むに従い実情にそ

わなない点について、国鉄と運輸省のあいだで修正

案を検討中であると聞くが、その実施に当たり、

次の点については不適当であると考えられるの

で、これに対する政府の所見と対策を伺いたい。

一 本計画による総武、常磐両線の複々線電化計

画中、立体交差建設にかかわる工事費は、千葉

県下の関係地方公共団体で約百二十億の費用負

担(別表参照)となっている。

これは千葉県下のみの問題ではなく、周辺各

地方公共団体共通の問題であるが、ここには前

記総武、常磐両線のうちで千葉県に關係のある

部分について伺いたい。

今日の疲弊緊迫する地方財政の実情からし

て、本計画による立体交差工事費の地元負担

は、明らかに負担能力の限界をはるかに越え、

むしろ無量に近い押付けと思われ、これを強行

することは地方自治の本旨を経済的に危うく

するものと断ざるを得ない。

政府関係当局はすみやかに別途財政措置を講

ずべきものと考え、この際

1 建設省と国鉄との協定に基づく道路側負担

なるものを解消撤廃するか、もしくは負担率

を大幅に軽減する意思はないか。

2 意思ありとすれば解消撤廃は可能か、また

いかなる程度軽減し得るか。

一 本長期計画による山陽新幹線建設は運輸省の

認可があり次第、多額の経費を投じて新大阪―

岡山間百五十キロの工事が着手される運びにな

っているが、国家的見地による長期展望によれ

ば、国鉄経営上からもその意義と使命は認め得

られるが、一方、東京、大阪等の大都市周辺の

通勤、通学者の交通難の実情を見れば、一日も

すみやかに解消、打開すべきしうの急に迫

まられている問題である。よつて前記新幹線の

建設工事はその実施を暫時延期し、その余力を

投入して大都市周辺の交通難打開方策を急務実

施すべきと考えるが政府の見解はどうか。

一 総武線津田沼駅の乗降客の数は、千葉鉄道局

の推定によれば一日約五万余人である。しかる

に津田沼駅の近くを交差する新京成電鉄はこと

さら国鉄津田沼駅乗入れを回避しており、また

本計画及び目下検討中の本計画修正案の中にも

この問題は全然考慮されていないが、この事実

は千葉県内第一の混雑地といわれる津田沼駅の

緩和策について一顧も払っていないことを意味

し、ひいては通勤、通学者の犠牲において一營

利会社には便宜を与えているというそしりは免れ

ないと思うが、政府の所見をたしたい。

なお、前記新京成電鉄K・Kから、当局に対

し津田沼駅乗入れについて申請書が提出されて

いるか否か、若し未提出の場合、政府当局より

提出方をしうとして、早期に実現する意思

ありやいなや。

一 さらに念のためにつけ加えておくが当初計画

のうちで東京、大阪周辺の通勤輸送改善費とし

て金五千百億を計上し、目下、検討中の案

ではそれを一兆円に増額するもののようにある

が、私の見るところでは一兆円程度の経費では

とうてい通勤、通学者の要望を充たすことはで

きないと思われる。政府当局は本計画の総予算

を投入するとともに、たとえば津田沼駅に私鉄

乗入れのごとき新計画を至急樹立し、追加予算

を請求して、いまや殺人の混雑を毎日繰り返し

ている東京、大阪等、大都市周辺の通勤、通学

難の緩和に誠意をひきすべきであると思うが

どうか。以上の諸点についてはなるべく具体的

なご答弁を煩わしたい。

右質問する。

(別表)

千葉県関係公共団体予算と負担額(単位)

年度	千葉県	市	町	村
41年度	536億1,187万8,000円	37億8,753万円		
41年度	22億5,600万円	29億5,000万円		
41年度	25億6,208万1,000円	25億2,543万円		
41年度	32億3,700万円	14億8,100万円		
41年度	14億2,579万4,000円	5億5,714万円		
41年度	9億1,100万円	7億5,300万円		
41年度	3億4,948万5,000円			
41年度	2億6,800万円			

昭和四十一年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 綾部健太郎殿
衆議院議員吉川兼光君提出国鉄第三次長期計

昭和四十一年十二月二十日 衆議院會議録第六号(一) 議長の報告

画実施に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川兼光君提出国鉄第三次長期計画実施に關する質問に対する答弁書

一 建設省と国鉄との協定による負担基準については、現在のところこれを改訂する考えはない。

なお、総武、常磐両線の線増計画に伴う立体交差化工事費の地元負担の問題については、その解決を図るため、今後十分検討を行なうこととした。

一 山陽本線は、沿線における産業の発展等により、現在、輸送事情は著しく逼迫しており、山陽新幹線の建設は、これに対する抜本的な打開策であるので現在のところその建設を延期することは考えていない。

通勤通学交通難に対しては、国鉄第三次長期計画の重点施策の一として目下強力に輸送力の増強整備を図っている。

人口の都市集中に伴い通勤通学輸送需要は、今後も益々増加することが予想されるので情勢に応じ、これが対策について検討したい。

一 津田沼駅における国鉄と新京成電鉄との連絡については、地元における都市計画の具体化とも関連して、今後検討いたしたい。

右答弁する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし長崎版は三十円)
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)